

「暫定プラン」の取り扱いについて

【 暫定プランが必要な場合 】

暫定プランが必要となるのは、大きくは以下の3パターンである。

- ①新規申請者が、認定結果が出る前にサービスの利用が必要な場合
- ②認定の有効期間の途中で区分変更を行う(変更後もサービスが必要)場合
- ③更新申請の認定の結果が更新認定開始日よりも後になる(サービスを継続利用)場合

暫定プランを作成する際には、当然、介護度が確定していない。したがって、作成時には本人の状態を踏まえて「要支援1」から「要介護5」までのいずれかの具体的な認定結果を“暫定”で見立て、通常のプロセスを踏襲したうえでその介護度に基づいた暫定プランを作成し、サービス利用前までに説明し、同意を得、交付することとなる。

※“暫定”といえども「指定介護保険事業に係る居宅サービス計画」であることから、プラン作成にあたっては、通常居宅サービス計画作成と同様のプロセスを踏まえることが必要。

◆ケアプラン作成上のプロセス(ケアマネジメントの流れ)

アセスメント→ケアプラン原案作成→サービス担当者会議開催(欠席者への照会含む) →ケアプランの内容を説明し、文書により同意を得る(原案が本案となる)→ケアプランの交付(利用者本人及び担当者へ)→モニタリング

特に、新規申請時は、新たなサービスの導入であること、区分変更申請時は、状態の変化が想定されていることを考慮すれば、暫定プランを策定するケースは、よりアセスメントをはじめとする一連のプロセスが重要である。